

地域間幹線系統補助

令和6年 月 日

（名称）京都市地域公共交通計画協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

運転士等の担い手不足の深刻化に加え、モータリゼーションの進展や人口減少、コロナ禍でのライフスタイルの変容による利用者数の減少により、バス交通の存続自体が危ぶまれる中、地域の特性や実情に応じた公共交通を確保・維持することを目的として当該事業を実施する。

特に、地域間幹線系統については、通学や通勤、通院、買い物等の移動手段として、また、鉄道駅へのアクセス手段として、地域住民の日常生活に必要不可欠であり、市内で当該バス系統が地域外への唯一の交通機関となっている地域においては、バス路線の確保・維持のため、支援が必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

地域住民の人口が減少傾向にあり、また、コロナ禍以降のライフスタイルの変容により利用者数が減少している状況下において、バス利用を促すとともに、乗降調査等を通して利用実態とニーズを把握し、利便性を向上させることで、基準年度と比較し1%の収支率改善を図るとともに、利用者の移動目的に応じた利便性確保の観点から、地域の特性や実情を踏まえて、計画どおり運行することを目標とする。

（2）事業の効果

地域間幹線系統を確保・維持することにより、自らの運転により移動することが困難な方が安心して通学、通勤、通院、買い物等の日常生活を送ることができ、また、地域外からの観光客等の利用も見込める。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

1. より利便性の高い系統への見直し

事業者：京阪京都交通株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、
京阪バス株式会社

対象系統：全系統

実施主体：事業者、京都市、沿線自治体

取組内容：社会情勢の変化に伴う通学や通院等に係る需要の変化や、他の公共交通との
接続環境に対応し、より利便性の高い系統への再編や運行ダイヤの変更等を
検討する。

2. 保育園児・小中学生・子育て世代・高齢者など、様々な世代を対象としたモビリティ・ マネジメントの実施

事業者：京阪京都交通株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、
京阪バス株式会社

対象系統：全系統

実施主体：事業者、京都市、沿線自治体

取組内容：学校や地域と連携し、催事等において、バスの乗り方教室などを開催するこ
とで、公共交通の役割や必要性を理解いただくとともに、交通系ICカード
の使い方やスロープ等の体験により、バスを利用する際の不安を払拭する啓
発活動などを実施し、バスを気兼ねなく御利用いただけるようにする。

3. 需要喚起による利用促進

事業者：京阪京都交通株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、
京阪バス株式会社

対象系統：全系統

実施主体：事業者、京都市、沿線自治体

取組内容：地域のイベントや広報誌等を活用し、バスの活用周知を図る。また、観光客
や地域住民が利用できる企画乗車券の発行等を検討し、今までバスを利用し
てこなかった人たちをターゲットに利用促進を図る。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者

表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表2のとおり

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・アンケートによる利用の意思の確認
- ・企画乗車券等の窓口等での販売実績の確認

<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>当該補助の対象となっている地域間幹線系統は、自らの運転により移動することが困難な交通弱者が通学、通勤、通院、買い物等の日常生活を送るうえで欠かせない移動手段であるため、現行の定時定路線による運行を確保・維持する必要がある。</p> <p>事業者においては、鉄道やその他バスとの乗継ぎの快適性を考慮した運行ダイヤを設定し、系統の見直しや競合路線との調整を行い、利便性の向上を図るとともに、事業者・京都市・沿線自治体が一丸となり補助対象期間中に3.に記載の取組を実施し、基準年度と比較し1%の収支率改善を図る。</p>
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>路線の運行確保と車両の取得は一体不可分なものであり、各事業者においては、地域間幹線系統の運行に係る車両について、保守点検を重ねて使用しているところであるが、車齢の高いものについては、安全性と費用効率化の面から適切な入替えが必要である。</p>

<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p> <p>修繕費と購入費に係る費用のバランスを考慮したうえで、新しい車両を導入し、安全性を向上させる。</p>
<p>(2) 事業の効果</p> <p>新しい車両を導入することにより車内環境が改善されるとともに、ノンステップを導入することでバリアフリー化が促進され、利便性の向上が図れる。</p>
<p>13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>表6、表7のとおり</p>
<p>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p> <p>該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p> <p>該当なし</p>
<p>17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和6年6月24日 令和6年度京都市地域公共交通計画協議会を開催
→ 京都市地域公共交通計画（別紙）を承認

19. 利用者等の意見の反映状況

京都市地域公共交通計画策定の策定に当たっては、令和4年9月に市民アンケートを実施し、アンケート結果を基に、作成した計画の素案に対する市民意見募集を実施した。また、市民からの幅広い意見を踏まえ、計画の最終案を作成し、令和5年12月に当該計画を策定した。

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

R7年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特例措置
京都市	京阪京都交通株式会社	(1) 原・神吉線1	3,562	
	西日本ジェイアールバス株式会社	(2) 高雄・京北線(京都～周山)	20,788	
	京阪バス株式会社	(3) 京都比叡平線	2,865	
合 計			27,215	

※ 令和8年度、令和9年度については、令和7年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

- (注)
1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
 2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
 3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	京阪京都交通株式会社
------	------------

令和 7 年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間*)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,186,218 千円	営業外収益	4,587 千円	経常収益(イ)	1,190,805 千円
	営業費用	1,223,548 千円	営業外費用	1,612 千円	経常費用(ロ)	1,225,160 千円
	営業損益	-37,330 千円	営業外損益	2,975 千円	経常損益	-34,355 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	2,943,973.2 km				経常収支率	97.19 %

計画

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,123,833 千円	営業外収益	10,759 千円	経常収益(イ')	1,134,592 千円
	営業費用	1,189,221 千円	営業外費用	1,668 千円	経常費用(ロ')	1,190,889 千円
	営業損益	-65,388 千円	営業外損益	9,091 千円	経常損益	-56,297 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	3,015,145.3 km				経常収支率	95.27 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,038,708 千円	営業外収益	38,597 千円	経常収益(イ'')	1,077,305 千円
	営業費用	1,195,133 千円	営業外費用	2,896 千円	経常費用(ロ'')	1,198,029 千円
	営業損益	-156,425 千円	営業外損益	35,701 千円	経常損益	-120,724 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	2,957,420.4 km				経常収支率	89.92 %

(補助対象事業者の「基準期間」*を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
京阪神	405 円 09 銭	394 円 96 銭	416 円 15 銭
北近畿	405 円 09 銭	394 円 96 銭	416 円 15 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = 二	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額 ハ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
京阪神	405 円 40 銭	554 円 21 銭	405 円 40 銭	404 円 48 銭
北近畿	405 円 40 銭	416 円 27 銭	405 円 40 銭	404 円 48 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外の(チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ブ
				起点	主な経由地	終点				計画運行日数	チ			オ	リ	ヌ	ル				
京阪神	1		八田線1	JR 亀岡駅南口	奥条・大谷	JR 園部駅西口	365 日	3,395.0 回 (9.3)	26.0 人	往 28.0 km (平均) 復 28.0 km	28.0 km	往 km (平均) 復 km	%	往 14.7 km (平均) 復 14.7 km	14.7 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	%	47.500 %	
	2		神吉線1	JR 八木駅	西所	神吉口	365 日	1,642.5 回 (4.5)	15.7 人	往 12.6 km (平均) 復 12.0 km	12.3 km	往 km (平均) 復 km	%	往 10.1 km (平均) 復 9.5 km	9.8 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	%	20.325 %	
	3		原・神吉線1	JR 八木駅	神吉上	原	365 日	1,095.0 回 (3.0)	15.3 人	往 18.1 km (平均) 復 17.5 km	17.8 km	往 km (平均) 復 km	%	往 11.9 km (平均) 復 11.3 km	11.6 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	%	34.831 %	
		京都市		原・神吉線1			365 日										3.7 km	3.7 km			20.786 %
		亀岡市		原・神吉線1			365 日										2.5 km	2.5 km			14.044 %
北近畿	1		八田線1	JR 亀岡駅南口	奥条・大谷	JR 園部駅西口	365 日	3,395.0 回 (9.3)	26.0 人	往 28.0 km (平均) 復 28.0 km	28.0 km	往 km (平均) 復 km	%	往 13.3 km (平均) 復 13.3 km	13.3 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	%	52.500 %	
	2		神吉線1	JR 八木駅	西所	神吉口	365 日	1,642.5 回 (4.5)	15.7 人	往 12.6 km (平均) 復 12.0 km	12.3 km	往 km (平均) 復 km	%	往 2.5 km (平均) 復 2.5 km	2.5 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	%	79.674 %	
	3		原・神吉線1	JR 八木駅	神吉上	原	365 日	1,095.0 回 (3.0)	15.3 人	往 18.1 km (平均) 復 17.5 km	17.8 km	往 km (平均) 復 km	%	往 6.2 km (平均) 復 6.2 km	6.2 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km	%	65.168 %	
合計			系統							往 117.4 km (平均) 復 115.0 km	116.2 km	往 km (平均) 復 km		往 58.7 km (平均) 復 57.5 km	58.1 km	往 km (平均) 復 km	往 km (平均) 復 km				

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ))÷チ=ブ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額カ (d+e+f)/3=ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益										補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ"	実車走行キロ マ"	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ"÷マ"=d	経常収益 ヤ'	実車走行キロ マ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=f					
京阪神	1		47.500 %	190,120.0 km	77,074,648 円	179円62銭	37,697,877 円	189,814.2 km	198円60銭	33,567,092 円	189,156.0 km	177円45銭	30,858,582 円	189,527.6 km	162円81銭	34,149,355 円	42,925,293 円	34,683,591 円	34,683,591 円
	2		20.325 %	40,332.5 km	16,350,795 円	179円89銭	3,262,933 円	40,423.5 km	80円71銭	9,895,439 円	40,295.1 km	245円57銭	8,527,358 円	39,961.0 km	213円39銭	7,255,414 円	9,095,381 円	7,357,857 円	7,357,857 円
	3		34.831 %	39,055.0 km	15,832,897 円	203円95銭	4,823,470 円	38,982.2 km	123円73銭	10,030,499 円	38,784.2 km	258円62銭	8,822,023 円	38,435.8 km	229円52銭	7,965,268 円	7,867,629 円	7,124,803 円	7,124,803 円
北近畿	1		52.500 %	190,120.0 km	77,074,648 円	179円62銭	37,697,877 円	189,814.2 km	198円60銭	33,567,092 円	189,156.0 km	177円45銭	30,858,582 円	189,527.6 km	162円81銭	34,149,355 円	42,925,293 円	34,683,591 円	34,683,591 円
	2		79.674 %	40,332.5 km	16,350,795 円	179円89銭	3,262,933 円	40,423.5 km	80円71銭	9,895,439 円	40,295.1 km	245円57銭	8,527,358 円	39,961.0 km	213円39銭	7,255,414 円	9,095,381 円	7,357,857 円	7,357,857 円
	3		65.168 %	39,055.0 km	15,832,897 円	203円95銭	4,823,470 円	38,982.2 km	123円73銭	10,030,499 円	38,784.2 km	258円62銭	8,822,023 円	38,435.8 km	229円52銭	7,965,268 円	7,867,629 円	7,124,803 円	7,124,803 円
合計			539,015.0 km	218,516,680 円		91,568,560 円	538,439.8 km		106,986,060 円	536,470.6 km		96,415,926 円	535,848.8 km		98,740,074 円	119,776,606 円	98,332,502 円	98,332,502 円	

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ラ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数/①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
京阪神	1		16,474,705 円	16,474,705 円	8,857,368 円	8,857 千円	4,428.5 千円	42,925,293 円	33,602,293 円	4,428,500 円	27.75%	11,531,808 円	72.25%	0 円		781 円	0.00%	
	2		1,495,484 円	1,495,484 円	996,989 円	996 千円	498.0 千円	9,095,381 円	6,643,381 円	498,000 円	36.88%	851,151 円	63.04%	0 円		1,116 円	0.08%	
	3		2,481,640 円	2,481,640 円	2,481,640 円	2,481 千円	1,240.5 千円	7,867,629 円	4,305,629 円	1,240,500 円	82.72%	258,733 円	17.25%	0 円		460 円	0.03%	
		京都市		1,480,979 円	1,480,979 円	1,480,979 円	1,480 千円	740.0 千円	1,635,406 円	894,990 円			154,405 円	10.30%				
	亀岡市		1,000,661 円	1,000,661 円	1,000,661 円	1,000 千円	500.0 千円	1,105,004 円	604,723 円			104,328 円	6.96%					
北近畿	1		18,208,885 円	18,208,885 円	9,789,723 円	9,789 千円	4,894.5 千円	42,925,293 円	33,602,293 円	4,894,500 円	27.74%	12,745,893 円	72.25%	0 円		811 円	0.00%	
	2		5,862,298 円	5,862,298 円	3,908,198 円	3,908 千円	1,954.0 千円	9,095,381 円	6,643,381 円	1,954,000 円	36.92%	3,338,354 円	63.07%	0 円		760 円	0.01%	
	3		4,643,091 円	4,643,091 円	4,643,091 円	4,643 千円	2,321.5 千円	7,867,629 円	4,305,629 円	2,321,500 円	82.74%	484,084 円	17.25%	0 円		352 円	0.01%	
合計			49,166,103 円	49,166,103 円	30,677,009 円	30,674 千円	15,337.0 千円	119,776,606 円	89,102,606 円	15,337,000 円		29,210,023 円			4,280 円			

※ウ欄: ム-(京阪神ラ+北近畿ラ)。系統全体の損失額から系統全体に係る国庫補助額を控除。
 ※ウ×ラ: ウ欄で算出した系統全体の損失額(国庫補助額控除済み)を、キロ程比率で京阪神ブロック分・北近畿ブロック分に按分。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

令和7年度

事業者名	西日本ジェイアールバス株式会社
------	-----------------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	673,224 千円	営業外収益	18,058 千円	経常収益(イ)	691,282 千円	
	営業費用	1,095,913 千円	営業外費用	1,674 千円	経常費用(ロ)	1,097,587 千円	
	営業損益	△ 422,689 千円	営業外損益	16,384 千円	経常損益	△ 406,305 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	1,567,149.2 km					経常収支率	62.98 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	646,624 千円	営業外収益	2,003 千円	経常収益(イ)	648,627 千円	
	営業費用	1,133,749 千円	営業外費用	1,831 千円	経常費用(ロ)	1,135,580 千円	
	営業損益	△ 487,125 千円	営業外損益	172 千円	経常損益	△ 486,953 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	1,831,286.0 km					経常収支率	57.12 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	580,864 千円	営業外収益	17,377 千円	経常収益(イ)	598,241 千円	
	営業費用	1,115,133 千円	営業外費用	1,380 千円	経常費用(ロ)	1,116,513 千円	
	営業損益	△ 534,269 千円	営業外損益	15,997 千円	経常損益	△ 518,272 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	1,922,502.6 km					経常収支率	53.58 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
京阪神	580円.76銭	620円.09銭	700円.37銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c})/3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
京阪神	633円.74銭	554円.21銭	554円.21銭	441円.10銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ
				起点	主な経由地	終点				往 . Km	復 . Km					往 . Km (平均)	復 . Km		
京阪神	1	無	高雄・京北線	京都	立命	周山	365 日	5,096.0 回 (13.9)	8.0	111.2	往 33.2km 復 33.2km	33.2km	往 . Km (平均) 復 . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	%	100%
合計			系統	/	/	/	/	/	/	/	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	/	/

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ))÷チ=ヲ'	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益ヤ''	実車走行キロマ''	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ''÷マ''=d	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=e	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=f					
京阪神	1	無	100%	334,273.0km	185,257,439 円	429円.83銭	128,933,666 円	310,241.1km	415円.59銭	130,305,684 円	311,397.4km	418円.45銭	141,979,799 円	311,717.4km	455円.47銭	143,680,563 円	41,576,876 円	83,365,847 円	41,576,876 円
合計			/	334,273.0km	185,257,439 円	/	128,933,666 円	310,241.1km	/	130,305,684 円	311,397.4km	/	141,979,799 円	311,717.4km	/	143,680,563 円	41,576,876 円	83,365,847 円	41,576,876 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ヲ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ヲ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数÷①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
京阪神	1	無	41,576,876 円	41,576,876 円		41,576千円	20,788.0千円	68,161,608 円	47,373,608 円	10,394,000 円	21.94%	10,394,000 円	21.94%	円	%	26,585,608 円	56.12%	
合計			41,576,876 円	41,576,876 円	0 円	41,576千円	20,788.0千円	68,161,608 円	47,373,608 円	10,394,000 円	21.94%	10,394,000 円	21.94%	円	%	26,585,608 円	56.12%	/

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)【京都府計画認定申請】

事業者名	京阪バス株式会社(【令和7年度】令和6年10月～令和7年9月)
------	---------------------------------

令和7年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間 [※])の損益状況	乗合バス事業(【令和5年度】令和4年10月～令和5年9月)					
	営業収益	10,830,861 千円	営業外収益	162,603 千円	経常収益(イ)	10,993,464 千円
	営業費用	10,369,124 千円	営業外費用	9,786 千円	経常費用(ロ)	10,378,910 千円
	営業損益	461,737 千円	営業外損益	152,817 千円	経常損益	614,554 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	16,711,533.0 km				経常収支率	105.92 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業(【令和4年度】令和3年10月～令和4年9月)					
	営業収益	10,120,519 千円	営業外収益	327,098 千円	経常収益(イ')	10,447,617 千円
	営業費用	10,258,083 千円	営業外費用	55,801 千円	経常費用(ロ')	10,313,884 千円
	営業損益	▲ 137,564 千円	営業外損益	271,297 千円	経常損益	133,733 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	17,038,155.0 km				経常収支率	101.29 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業(【令和3年度】令和2年10月～令和3年9月)					
	営業収益	9,244,345 千円	営業外収益	505,504 千円	経常収益(イ'')	9,749,849 千円
	営業費用	10,526,418 千円	営業外費用	13,494 千円	経常費用(ロ'')	10,539,912 千円
	営業損益	▲ 1,282,073 千円	営業外損益	492,010 千円	経常損益	▲ 790,063 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	17,393,432.0 km				経常収支率	92.50 %

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
京阪バス	605円.97銭	605円.34銭	621円.06銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c})/3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
北近畿(大津市走行キロ単価)	610円.79銭	416円.27銭	416円.27銭	657円.83銭
京阪神(京都市市走行キロ単価)	610円.79銭	554円.21銭	554円.21銭	657円.83銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ			
				起点	主な経由地	終点				チ	オ			リ	ヌ		ル						
京阪神			京都比叡平線	比叡平	京大正門	三条京阪	365 日	2790.0 回 (7.6)	5.9	44.8 人	往 12.0km 復 12.0km	(平均) 12.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	往 4.1km 復 4.1km	(平均) 4.1km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	65.83%

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ))÷チ=ヲ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	
						基準期間の前々年度 【令和3年度】令和2年10月～令和3年9月			基準期間の前年度 【令和4年度】令和3年10月～令和4年9月			基準期間 【令和5年度】令和4年10月～令和5年9月							
						経常収益 ヤ”	実車走行 キロ マ”	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ”÷マ”=d	経常収益 ヤ’	実車走行 キロ マ’	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ’÷マ’=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=f					
京阪神			65.83%	67,987.5 km	34,381,827 円	377円.65銭	31,425,746 円	100,414.0 km	312円.96銭	31,819,548 円	89,885.0 km	354円.00銭	27,210,765 円	58,391.0 km	466円.00銭	25,675,479 円	8,706,348 円	15,471,822 円	8,706,348 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ラ’=ツ’	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数÷①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合									
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要	
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
京阪神			5,731,388 円	5,731,388 円	6757004.8 円	5,731 千円	2,865 千円	15,850,606 円	12,985,606 円	調整中 円	調整中 %	調整中 円	調整中 %	調整中 円	調整中 %	調整中 円	調整中 %		

- 記載要領
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2　5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)－補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。

17.「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ヅ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ')の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。

18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。

19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から　土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

22.「計画変更」の欄は、計画変更の理由を記載することとし、変更がない場合は、この欄を空白欄とする。ただし、計画変更の理由が「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ヅ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ')の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1－5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1－5。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

23.「計画変更」の欄は、計画変更の理由を記載することとし、変更がない場合は、この欄を空白欄とする。ただし、計画変更の理由が「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ヅ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ')の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。

24.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
25.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。

26.「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ヅ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ')の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。

27.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。

28.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

29.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

30.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から　土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

31.「計画変更」の欄は、計画変更の理由を記載することとし、変更がない場合は、この欄を空白欄とする。ただし、計画変更の理由が「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ヅ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ')の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。

32.「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ヅ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ')の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。

33.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。

34.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

35.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

36.「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ヅ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ')の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。

37.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。

38.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

39.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

表6 車両の取得計画の概要

令和7年度

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
京都市	京阪京都交通株式会社	6 (継続6両)	9,000
	西日本ジェイアールバス株式会社	0	0
	京阪バス株式会社	0	0
	合計 6両(新規0両、継続6両)		9,000

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 京阪京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 7 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金 申請番号	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定 年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円)	ホと限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額(円) (定率法)^(ホ×0.4=ト (定額法)^(ホ×0.2=ト)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	スとルのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)=カ	計画額(千円) カ×1/2=コ	*残存価格(円) ヘ-カ=タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
					ニ-1円=ホ	ホ			ト+チ=ヌ	ル	ヲ	ワ	0 円	0	0
													0 円	0	0
計													0 千円	0	0

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%) ソ	補助対象経費 ツ	計画額(千円) ツ×1/2=ネ
					円	0.0
					円	0.0
計					千円	0

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	計画額(千円) ヨ+ネ
0	0

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
京阪神・北近畿	1	0 円	50.0 %	円	%	円	%	円	%	
	2	0 円	50.0 %	円	%	円	%	円	%	
合計		0 円	50.0 %	円	%	円	%	円	%	

2年目以降(令和 7 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金 申請番号	
			当該年度	初年度
京阪神・北近畿	第1号(4-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R4
京阪神・北近畿	第2号(4-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R4
京阪神・北近畿	第3号(4-3)	八田線1	第1号	R4
京阪神・北近畿	第4号(5-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5
京阪神・北近畿	第5号(5-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5
京阪神・北近畿	第6号(5-3)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノとオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	* 残存価格(円)
	初年度への額=ナ	前年度7(2年目のみ)の額=ラ	(定率法) $ラ \times (0.5 \text{ or } 0.4) = \mu$ (定額法) $ナ \times 0.2 = \mu$	ウ	$\mu + \text{ウ} = \nu$	オ	ク	ヤ	$ク \times ヤ \div 12(\text{月}) = マ$ (最終年度)ク=マ	$マ \times 1/2 = ケ$	ラ-マ=フ
第1号(4-1)	15,000,000	6,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円	3,750,000
第2号(4-2)	15,000,000	6,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円	3,750,000
第3号(4-3)	15,000,000	6,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,141,688	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円	3,750,000
第4号(5-1)	15,000,000	9,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円	6,750,000
第5号(5-2)	15,000,000	9,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円	6,750,000
第6号(5-3)	15,000,000	9,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円	6,750,000
計	90,000,000	49,500,000	18,000,000	0	18,000,000	19,194,553	18,000,000		18,000 千円	9,000 千円	31,500,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(% 年利 エ	Eと2.5%のうち低い方の率(% テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
計							千円	0.0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+ア	ケ+サ
18,000	9,000

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合										
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
京阪神・北近畿	1	1,500,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	
	2	1,500,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	
	3	1,500,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	
	4	1,500,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	
	5	1,500,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	
	6	1,500,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	
合計		9,000,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	

【所要経費(R7年度別合計)】

18,000,000 円	9,000,000 円
--------------	-------------

(1) 記載要領

- 申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 「車両の長さ」の欄は、小点数第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 「実費購入予定費」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- リース車両についても当該記載要領を準用し、リース契約書・見積書による他、車両等価格及び金融費用相当額が確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 【普通償却限度額】の欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- 普通償却限度額(△欄)は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(△欄)とする。
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(△欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
※ 平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500

(2) 添付書類

- 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる証拠書類
- 標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあつては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあつては、認定書の写し)
- 補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)
- 過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 京阪京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金 申請番号	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定 年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円)	ホと限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額(円) (定率法)ホ×0.4=ト (定額法)ホ×0.2=ト	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	スとルのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)=カ	計画額(千円) カ×1/2=ヨ	* 残存価格(円) ホ-カ=タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
					ニ-1円=ホ	ホ			ト+チ=ヌ	ル	ヲ	ワ	0 円	0	0
													0 円	0	0
計													0 千円	0	0

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費 ツ	計画額(千円) ツ×1/2=ネ
			レ	ソ	円	0.0
					円	0.0
計					千円	0

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	計画額(千円) ヨ+ネ
0	0

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
京阪神・北近畿	1	0 円	50.0 %	円	%	円	%	円	%	
	2	0 円	50.0 %	円	%	円	%	円	%	
合計		0 円	50.0 %	円	%	円	%	円	%	

2年目以降(令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金 申請番号	
			当該年度	初年度
京阪神・北近畿	第1号(4-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R4
京阪神・北近畿	第2号(4-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R4
京阪神・北近畿	第3号(4-3)	八田線1	第1号	R4
京阪神・北近畿	第4号(5-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5
京阪神・北近畿	第5号(5-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5
京阪神・北近畿	第6号(5-3)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノとオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	* 残存価格(円)
	初年度への額=ナ	前年度7(2年目のみ)の額=ラ	(定率法) $ラ \times (0.5 \text{ or } 0.4) = \mu$ (定額法) $ナ \times 0.2 = \mu$	ウ	$\mu + \text{ウ} = \text{ノ}$	オ	ク	ヤ	$ク \times ヤ \div 12 (\text{月}) = \text{マ}$ (最終年度)ク=マ	$\text{マ} \times 1/2 = \text{ケ}$	ラ-マ=フ
第1号(4-1)	15,000,000	3,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円	750,000
第2号(4-2)	15,000,000	3,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円	750,000
第3号(4-3)	15,000,000	3,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,141,688	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円	750,000
第4号(5-1)	15,000,000	6,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円	3,750,000
第5号(5-2)	15,000,000	6,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円	3,750,000
第6号(5-3)	15,000,000	6,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円	3,750,000
計	90,000,000	31,500,000	18,000,000	0	18,000,000	19,194,553	18,000,000		18,000 千円	9,000 千円	13,500,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(% 年利 エ	Eと2.5%のうち低い方の率(% テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
計							千円	0.0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+ア	ケ+サ
18,000	9,000

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合										
		都道府県			市区町村			その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
京阪神・北近畿	1	1,500,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	
	2	1,500,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	
	3	1,500,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	
	4	1,500,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	
	5	1,500,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	
	6	1,500,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	
合計		9,000,000	円	50.0	%	円	%	円	%	円	%	

【所要経費(R8年度別合計)】

18,000,000 円	9,000,000 円
--------------	-------------

(1) 記載要領

- 申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 「実費購入予定費」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- リース車両についても当該記載要領を準用し、リース契約書・見積書による他、車両等価格及び金融費用相当額が確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 【普通償却限度額】の欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- 普通償却限度額(△欄)は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(△欄)とする。
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(△欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
※ 平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500

(2) 添付書類

- 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる証拠書類
- 標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあつては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあつては、認定書の写し)
- 補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)
- 過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 京阪京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 9 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)
京阪神・北近畿	第1号(9-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	ノンステップ	スロープ付き	標準仕様	57	9.0	R9.1	リース
京阪神・北近畿	第2号(9-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	ノンステップ	スロープ付き	標準仕様	57	9.0	R9.1	リース
京阪神・北近畿	第3号(9-3)	八田線1	第1号	ノンステップ	スロープ付き	標準仕様	77	10.4	R9.1	リース

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円) * 消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円)	ホと限度額のうち少ない方の額(円)	普通償却限度額(円) (定率法)×0.4=ト (定額法)×0.2=ト	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ヌとルのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)=カ	計画額(千円) カ×1/2=コ	* 残存価格(円) ヘ-カ=タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
第1号(9-1)	15,070,500	982,368	0	16,052,868	16,052,867	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	9	2,250,000 円	1,125	12,750,000
第2号(9-2)	15,070,500	982,368	0	16,052,868	16,052,867	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	9	2,250,000 円	1,125	12,750,000
第3号(9-3)	14,831,600	876,841	0	15,708,441	15,708,440	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,141,688	3,000,000	9	2,250,000 円	1,125	12,750,000
計				47,814,177	47,814,174	45,000,000	9,000,000	0	9,000,000	9,562,834	9,000,000		6,750 千円	3,375	38,250,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円) ツ×1/2=ネ
					円	0.0
					円	0.0
					円	0.0
計					千円	0

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	計画額(千円) コ+ネ
6,750	3,375

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合					
		都道府県		市区町村		その他の者	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
京阪神・北近畿	1	1,125,000 円	50.0 %	円	%	円	%
	2	1,125,000 円	50.0 %	円	%	円	%
	3	1,125,000 円	50.0 %	円	%	円	%
合計		3,375,000 円	50.0 %	円	%	円	%

2年目以降(令和 9 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金 申請番号	
			当該年度	初年度
京阪神・北近畿	第1号(4-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R4
京阪神・北近畿	第2号(4-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R4
京阪神・北近畿	第3号(4-3)	八田線1	第1号	R4
京阪神・北近畿	第4号(5-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5
京阪神・北近畿	第5号(5-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5
京阪神・北近畿	第6号(5-3)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号～第3号	R5

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額=ナ	残存価額(円) 前年度7(2年目のみ)の額=ラ	普通償却限度額(円) (定率法) ラ×(0.5or0.4)=ム (定額法)ナ×0.2=ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム+ウ=ノ	事業者償却額(円) オ	ノとオのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円) マ×1/2=ケ	*残存価格(円) ラ-マ=フ
第1号(4-1)	15,000,000	750,000	750,000	0	750,000	802,646	750,000	3	750,000 円	375.0 千円	0
第2号(4-2)	15,000,000	750,000	750,000	0	750,000	802,646	750,000	3	750,000 円	375.0 千円	0
第3号(4-3)	15,000,000	750,000	750,000	0	750,000	785,423	750,000	3	750,000 円	375.0 千円	0
第4号(5-1)	15,000,000	3,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円	750,000
第5号(5-2)	15,000,000	3,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円	750,000
第6号(5-3)	15,000,000	3,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円	750,000
計	90,000,000	13,500,000	11,250,000	0	11,250,000	12,022,434	11,250,000		11,250 千円	5,625 千円	2,250,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	Eと2.5%のうち低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
計							千円	0.0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+ア	ケ+サ
11,250	5,625

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
京阪神・北近畿	1	375,000 円	50.0 %	円	%	円	%	円	%	
	2	375,000 円	50.0 %	円	%	円	%	円	%	
	3	375,000 円	50.0 %	円	%	円	%	円	%	
	4	1,500,000 円	50.0 %	円	%	円	%	円	%	
	5	1,500,000 円	50.0 %	円	%	円	%	円	%	
	6	1,500,000 円	50.0 %	円	%	円	%	円	%	
合計		5,625,000 円	50.0 %	円	%	円	%	円	%	

【所要経費(R9年度別合計)】

18,000,000 円	9,000,000 円
--------------	-------------

(1) 記載要領

- 申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 「実費購入予定費」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 【計画額】の欄は、車両ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- リース車両についても当該記載要領を準用し、リース契約書・見積書による他、車両等価格及び金融費用相当額が確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 【普通償却限度額】の欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- 【普通償却限度額(ム欄)】は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(ム欄)とする。
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(ム欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
※ 平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500

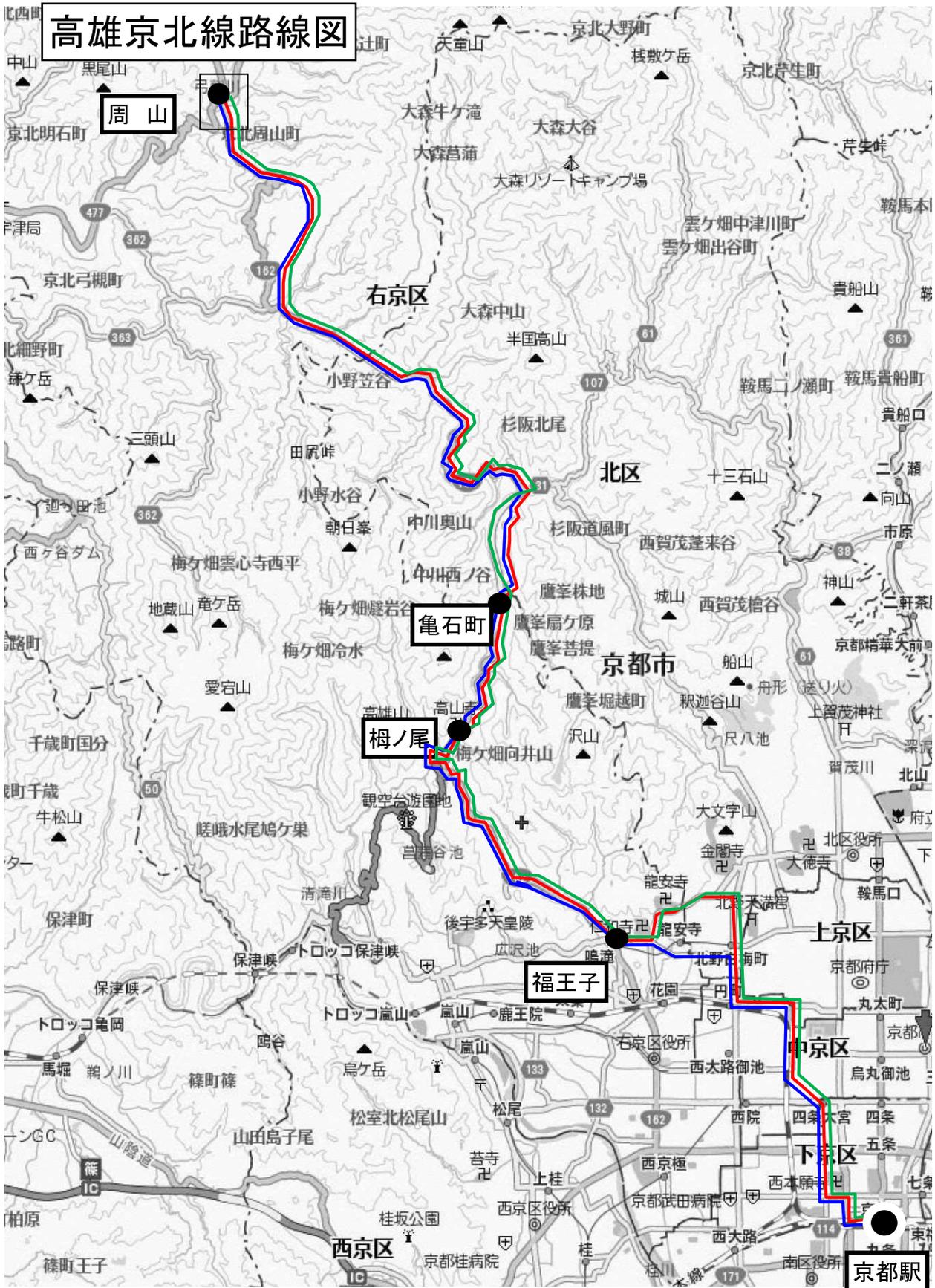
(2) 添付書類

- 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる証拠書類
- 標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあつては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあつては、認定書の写し)
- 補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)
- 過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)

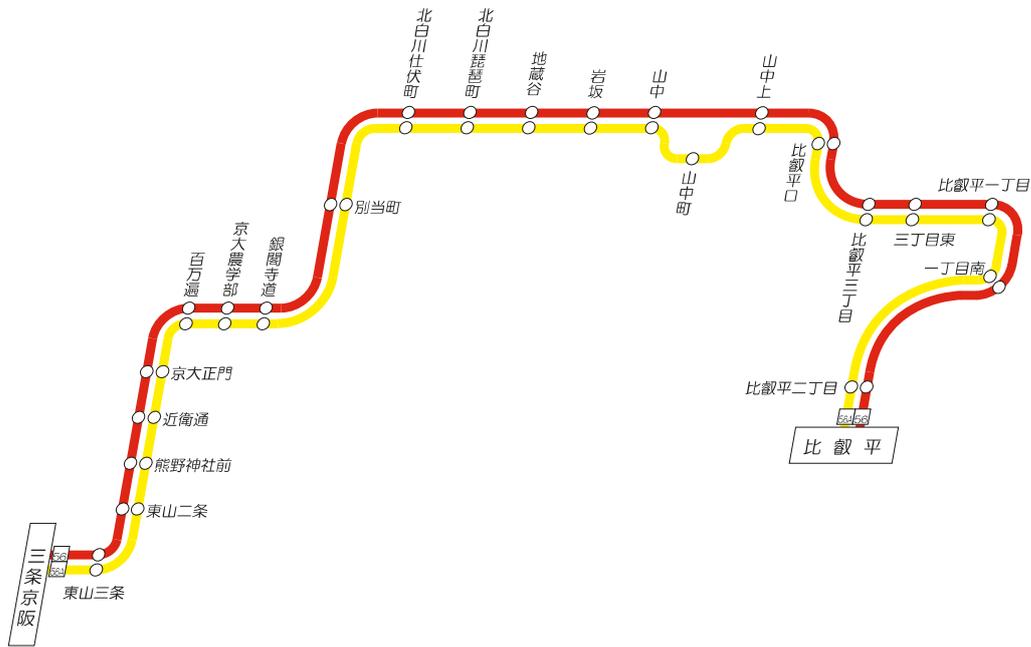
事業者名 京阪京都交通株式会社

年度	車両数	平均車令
令和7年度	102	12.7
令和8年度	102	13.7
令和9年度	102	14.1



凡例	起点	経由	終点	キロ程 (km)	運行回数 (往復)	主系統と異なる運行経路のキロ程				
						京都～千本丸太町	大將軍～御室仁和寺	亀石町～杉坂口	計	キロ比率 (%)
主系統	京都	立命	周山	33.2	10.0	—	—	—	—	—
	京都	一条	周山	31.6	3.5	—	1.8	—	1.8	5.42%
	京都	中川トンネル	周山	33.1	0.5	—	—	2.5	2.5	7.53%

京都市比叡平線 運行経路図



【凡例】

- 【主 系 統】 — 56A 三条京阪～山中町～比叡平 系統（全体走行距離：12.0 km）
- 【同 一 系 統】 — 56 三条京阪～比叡平 系統（全体走行距離：12.5 km）
- 停留所